



# 広報 利尻

## 人口と世帯数

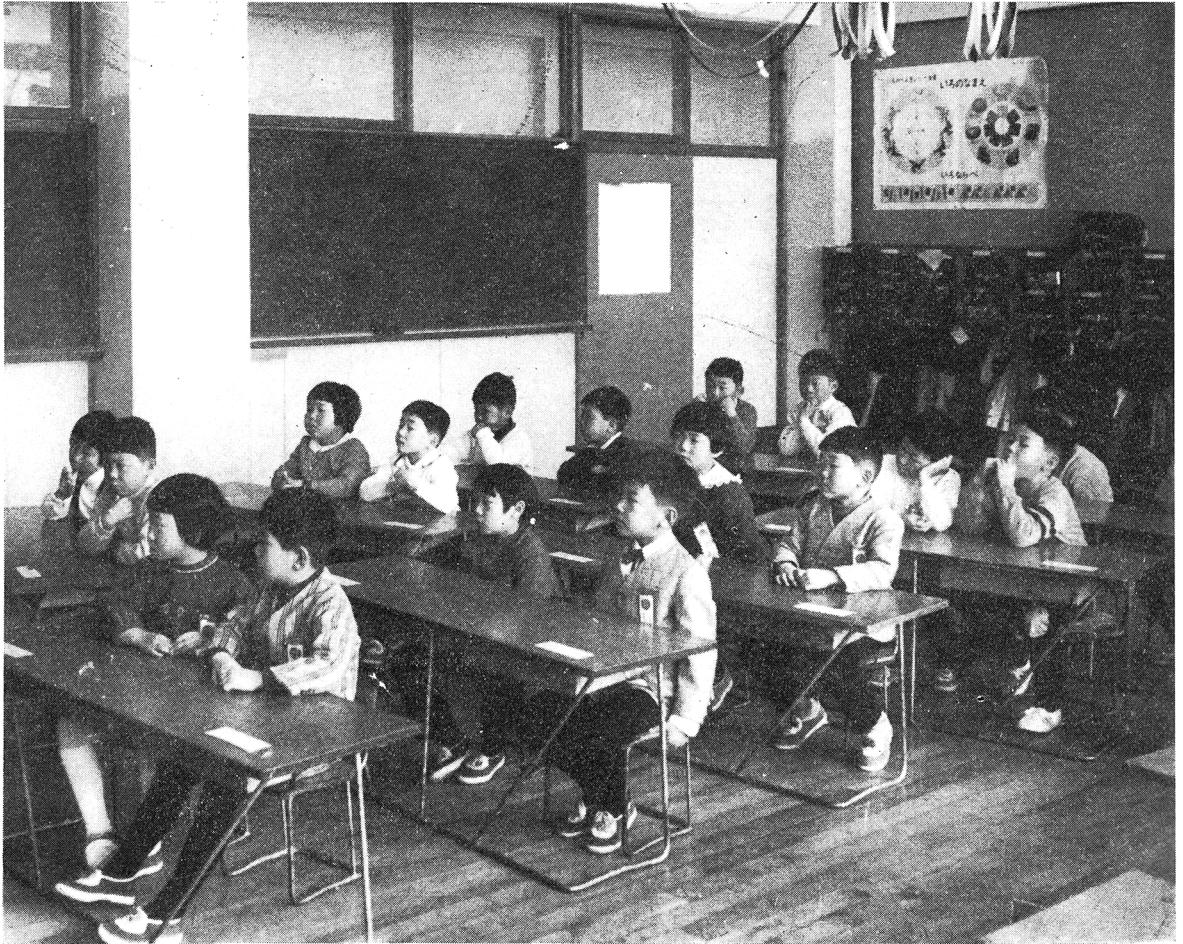
世帯数	1.608
人口	7.956
男	4.034
女	3.922

昭和45年3月31日現在

昭和45年4月20日発行

発行者 利尻町役場

No. 23号



とじて

ましよう。いつか役に立ちます

“今日から一年生”

### 利尻町民憲章

- 一、元気で働き、豊かな産業のまちをつくりましよう。
- 一、きまりを守り、明るく住みよいまちをつくりましよう。
- 一、文化を高め、平和なまちをつくりましよう。
- 一、自然を愛し、きれいなまちをつくりましよう。
- 一、未来をつくる、子どものしあわせなまちをつくりましよう。

# 4

昭和45年

議会だより



本年度の行政執行方針要旨

《定例第一回》  
《会期10日間》

ことし第一回の定例町議会は三月十四日招集され、同日午前  
十時より本会議を開会、まず会期を十一日間と決定したあと、  
町長の町政執行方針、教育長の教育行政執行方針の説明があ  
り、またこれに対する一般質問や昭和四十五年度各会計予算の  
ほか関連する議案二十一件を審議し、いずれも原案どおり可決、  
三月二十三日閉会されました。

繁栄の基礎を築く

＝ 産業振興と社会福祉に重点 ＝

三月十四日の定例議会において  
劈頭小田桐町長から昭和四十五年  
度「行政執行方針」が述べられた  
が、大要次のとおりであります。

**第一 総務・財政関係**  
財政の運営については、健全財  
政を貫き、自主財源一〇％に過ぎ  
ないが、経費の効果的使用を図  
り、住民の福祉を向上させ、行政  
水準、文化水準を高めたい。  
今年度の当初予算編成方針とし  
ては、緊急を要する事業費は、当  
初予算に計上したが、その他のも  
のについては、年度中間で肉付け  
をすることにし、骨格予算として  
編成した。

**第二 建設関係**  
産業の基盤施設である港湾・漁  
港については、国や道に対し、早  
期完成を要望しており、今年度の  
予算獲得については、大体要求ど  
おり獲得出来るものと思うが、将  
来計画については、計画年次分の

- 改良事業 蘭泊地区  
一、〇〇〇メートル  
五、〇〇〇万円  
(家屋及び用地の補償を含む)
- 町道の補修等  
▽仙法志鬼脇線の改修  
四六〇メートル  
二、五〇〇万円  
▽利尻登山車道線 四、〇〇〇  
メートル(三ヶ年計画)
- 林道の開設  
▽経営林道杏形線 一、二〇〇  
メートル六四〇万円(予定)  
▽併用林道政治線 一、七〇〇  
メートル(管林署施行)
- 竹の子道路 新規二、継続三  
なお、失業対策事業として  
▽杏形緑町側溝、両側溝二九九  
メートル片側溝五〇メートル  
▽新湊 片側溝一二〇メートル  
▽美也古呂 両側溝 一五〇メ  
ートル
- ▽町内一円 町道補修
- 住宅の建設 一六戸(一種一二  
戸、二種四戸) 教員住宅九戸、

予算を是非獲得して予定の工事を  
完成させたい。  
道路については道々の舗装と、  
改良工事とを併施し、昭和四十七  
年度までに全線完成の目途を要請  
しており、町道についても、年次計  
画により、それぞれ補修を行う。

- 1 本年度実施箇所
- 舗装  
▽山林駐在1高校前 一、〇四  
〇メートル 一、五八〇万円  
▽仙法志志長浜久連 一、二  
〇〇メートル、七二〇万円

職員住宅二戸

第三 産業・経済関係

水産業の振興については五ヶ年  
計画に基づく事業実施のほか、本年  
度は加工研修センターを作り、加  
工技術の向上と、振興を図る。特  
にこんぶ、あわびなどの増養殖、  
栽培に重点をおく。

農業・畜産・林業の振興につい  
ては、将来展望に立ち、山麓の開  
発を進める。今年度は農地や牧野  
の実態を把握するための基礎調査  
をする。

林業にも力を入れ、緑の島とし  
たい。商工業や、観光産業にも従  
来どおり進展を図る。

第四 文教・厚生関係

老朽校舎の補修、教育器材の整  
備を図る。

清掃事業は広域処理化を進める。  
環境の美化を図る。

○消防施設の整備を遂げ、広域処  
理化を進め、常備化を図る。

○老人福祉の増進を図るため、七  
十五歳以上の老人の医療費を無  
料とする。

○成人病の予防、検診を行う。

以上のほか、水源の調査を継続  
して行ない、水道計画を進めるな  
どの具体的な方策を掲げ、約一時  
間にわたり説明した。

「なお、今年は任期満了の年で  
もあり、町政担当の姿勢を正し、  
過去を反省し、改むべきは改め、  
有終の美をおさめ、しめくりの  
年としたい」と、結んだ。

〔3〕 広報りしり

その後教育長より昭和四十五年  
度教育行政執行方針の説明があり  
ましたが大要は次のとおりです。

○学校教育関係

昭和四十五年においては、昭  
和四十四年度の学校教育指導の重  
点をそのまま継承して、重点につ  
いての共通理解を深めるととも  
に、実践の成果を生かしてその具  
体化をいっそう推進することにし  
た。

一、教育の基盤となる望ましい人  
間関係を確立する  
二、教職員の自主的な研修を推進

# 実践の成果を生かし

## 明るく 豊かな 郷土づくりを!

する

三、児童生徒の自発的な学習態度  
を育成する

○社会教育推進の重点

社会教育の基本方針としては、  
昨年本町開基七十年を記念して制  
定した利尻町民の憲章を遵守し  
て、健康で明るくそして豊かな郷  
土づくりを目標とし、特に次のこ  
とを重点に推進して参りたい。

一、次代を担う青少年の健全育  
成をはかる。

二、社会体育と、レクリエーショ  
ンの振興をはかる。

三、生活学習の促進をはかる。

四、郷土文化の振興をはかる。

○教育関係施設の整備

戦後、鉄筋コンクリート又は鉄  
筋ブロックの耐火建築で整備され  
た校舎は少なく、大半は木造の危  
険校舎或いは、老朽校舎であつ  
て、こうした整備されていない校  
舎と、教職員住宅、給食施設、グ  
ラウンド、青少年体育センター等  
教育施設全般についての本年度は  
長期計画をたて、その上で年度ご  
とに整備したい。

○本年度予算について

本年度当初予算は、今まで公費

で負担すべきもので、父兄の協力  
をいただいていたものについては  
極力さけて、町費でくんだのと、  
校舎の修繕費を増額した。校舎  
や、教員住宅等で、特に急がれる  
補修については年度内更に措置し  
たい。

なお本年度は教員住宅の新築に  
よる大巾な改善を考えている。

○その他

各地での学校火災多発の現況か  
らして町内各小中学校の火災予防  
と管理体制を強化致したい。

### 昭和45年度町内公共事業計画一覧

区分	事業名	事業内容	事業主体	区分	事業名	事業内容	事業主体
港湾	杵形港修築工事	東防波堤38m、液漂	国	水産	有害鳥獣駆除	カラス駆除対策	町
	仙法志港修築工事	消波工	"		漁場改良造成事業	岩礁曝破、沓形3,616㎡、仙法志2,000㎡	漁組・町
漁港	新湊漁港修築工事	南防波堤37m、岸壁77m	道	増養殖栽培事業	投石(ブロック)、沓形1,000ヶ、仙法志2,000ヶ	"	
	蘭泊漁港修築工事	北防波堤85m、西防波堤20m	"		あかび稚貝移植放流、沓形15,000粒、仙法志15,000粒	"	
	御崎漁港災害工事	公共災害工事、液漂	"		延縄式こんぶ栽培、沓形60×100、7×200 仙法志150㎡	"	
道路	道々利尻島線舗装	泉町～神居間 1,000m	道	漁具漁法試験調査	改良底建網漁業試験、沓形1統、仙法志1統	"	
	"改良	蘭泊改良工事 1,000m	"		かれい刺網漁業試験10t 1隻仙法志	"	
	"舗装	久遠～長浜間 1,200m	"	総合研修センター建設、沓形740㎡	町		
	町道新設工事	御崎公園町道より道々まで延長670m、巾3.0m	町	資金融修	新近代化資金利子補給、沓形13,560千円、仙法志8,740千円	漁組・町	
	町道舗装工事	仙法志診療所前より延長200m	"	経営近代化	乾燥機導入促進奨励、沓形150ヶ、仙法志100ヶ	"	
	町道改良工事	仙法志元村～御崎、延長435m	"	船揚場	捲揚機設置 沓形1	"	
	町道側溝工事	新湊第2多々見前、延長132.7m	"	漁港施設整備	繫船環整備、新湊7、御崎5	町	
	"	新湊第4下町、延長150m	"	害獣駆除	とど駆除、沓形1隻、仙法志1隻	とど対策 漁組・町	
	"	緑町神社通、延長333m	"	保険加入	漁船保険、沓形56,520千円、仙法志19,146千円	漁組・町	
	"	泉町災害住宅、延長115m 両側溝230m	"	共済加入	漁獲共済、沓形73,424千円、仙法志102,367千円	"	
町道舗装工事	"	富士見町、延長57m	"	商工	加工振興事業	製品販売路の開発ほか	町
	"	仙法志元村山の、延長80m	"		中小企業融資事業	貸付金手託 2,000千円	"
町道新設工事	新湊漁港、延長70m	"	商工会育成	経営指導費助成	"		
治山	町内各治山工事	仙法志本町通学道路、延長180m	"	観光	車道利尻登山線開設	利尻登山道路、延長4km、巾員7m	町
	"	復旧治山、スサントマリ沢(神磯)えん堀工4基	道	沓形展望台施設工事	公衆便所、駐車場ほか	"	
		予防治山、トビウシナイ(榮浜)えん堀工3基	"	御崎公園帯帯工事	駐車場ほか	"	
		" 大空沢(長浜)	"	観光案内所設置	案内店設置ほか	"	
	"	雷崩防止林造成(神磯)植栽1.0ha	"	文教	管繕工事	各小中学校管繕工	町
		防風林造成(榮浜)植栽2.0ha 防風工400m	"		教員住宅建設	へき地教員住宅建設 9戸	"
保安林改良(富野) 8.0ha		"	消防		消防ポンプ自動車購入	消防ポンプ自動車購入、ジープ115馬力	町
林業	町有林造成	砂防工事(種富町) えん堀工1基、護岸370m	"	貯水槽設置	有蓋空地用40立方メートル	"	
	林道開設	造林5ha、天然下種補整3ha	町	建設工事	消防器具置場建設工事	"	
	林業振興道路整備	保育5ha、防災林保育27ha	"	その他	公営住宅建設工事	建設戸数 16ヶ	町
	林業副産物栽培	日出線延長1,200m、巾員4m	"		職員住宅建設工事	建設戸数 2ヶ	"
農業	試験栽培事業	竹の子道路の整備	"	雪害建設機械購入	除雪ドーザー 1台	"	
	畜産振興事業	シタケ、ナメコ 2,000本	"	除雪事業	町内一円	"	
	"	ドミナールハウス試験栽培、農産物展示センター	町	水道布設事業	水源調査・布設計画	"	
"	"	土地利用等の基本調査、草地改良事業	"	有線放送電話施設改修	外線、トランスの取替	"	
	"	農業近代化資金の幹旋家畜導入資金	"	砕石事業用附機購入事業	ドーザーシヨベル1台、ダンプトラック1台、コンプレッサー1台	"	

# 新年度予算決る

昭和45年度一般会計当初予算の構成

(単位千円)

## 総額 四億六千八百四万五千円

前年度より二・九%の伸びにとどまる

昭和四十五年度本町各会計予算及び昭和四十四年度各会計補正予算は三月十四日開会の定例第一回町議会に提案され、それぞれ慎重な審議に

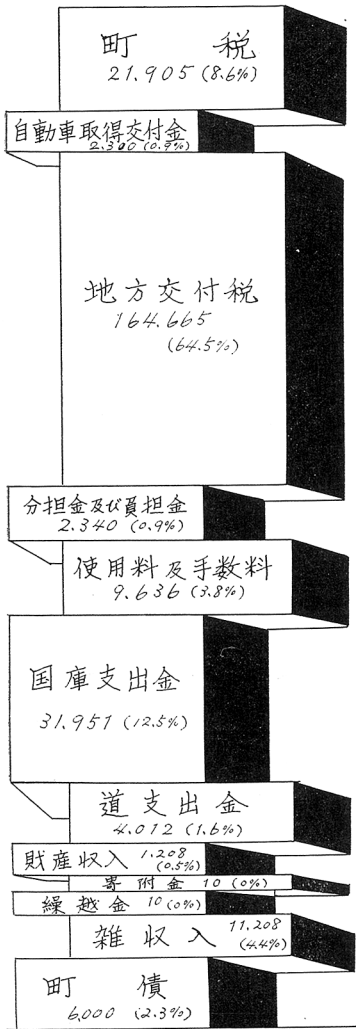
より、各会計とも原案どおり可決成立いたしました。なおこの度可決された予算は次のとおりです。  
▼昭和四十五年度利尻町一般会計予算  
本年度の一般会計当初予算は、才入才出それぞれ二億五千五百二

十四万五千円で前年度に比し一千万八十五万五千円の減となっております。これは一昨年から継続しておこなわれておりました、杏形小学校の建設が完了したためによるものです。また才入の面では次の図表でもわかるとおり、町税はわずか八・

六%（二千九百九十五千円）で依然として自主財源の乏しい予算になっており、今後才入の増加と、消費の経費の節減に努めながら産業の振興と、住民福祉の向上を計り、健全財政を貫いて参らなければなりません。  
▼昭和四十五年度利尻町国民健康保険施設事業会計予算  
財政再建計画五年目をむかえた本年度は年間入院患者一万二千六百八人、外来患者五万八千九百八人と予定し診療報酬の引き上げ又は検査機能の活用等により収入の増加

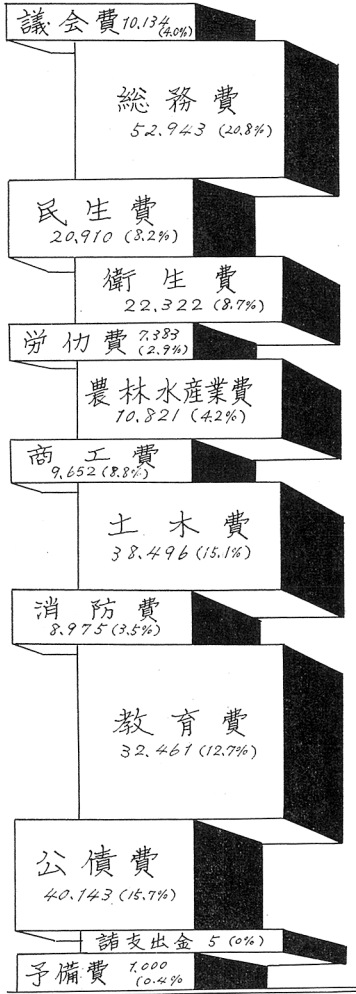
を図り不良債務七百五十二万八千円を解消する予定  
▼昭和四十五年度利尻町国民健康保険特別会計予算  
本年度の国民健康保険特別会計当初予算は才入才出五千九百四十三万一千円で昨年の当初予算に比し七百六十六万八千円の増となっています  
▼昭和四十五年度利尻町砕石事業会計予算  
本年度の砕石事業会計は、生産量三万立方メートル、販売量三万二千立方メートルを予定しています  
▼昭和四十四年度利尻町一般会計補正予算（第六号）  
▼昭和四十四年度利尻町国民健康保険施設事業会計補正予算（第一号）  
▼昭和四十四年度利尻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）

### 歳入



歳入合計 255,245千円

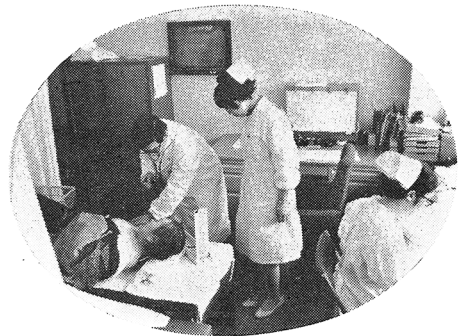
### 歳出



歳出合計 255,245千円

昭和45年度各会計総括表 (単位千円)

会計別	本年度予算額	前年度予算額	比較
一般会計	255,245	267,100	△ 11,855
特別会計 国民健康保険	59,431	51,763	7,668
企業会計 国民健康保険 施設事業会計 (収益的収入)	98,705	83,979	15,326
砕石事業会計 (〃)	54,664	52,347	2,317
合計	468,045	454,589	13,456



# 老人に対する医療費を無料に

## 十一条例案可決

れ一月一日から改正したものです。

▼利尻町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案

この条例は教育委員会教育長の給料月額八万五千元を十三万円に一月一日から改正したものです。

▼利尻町議会議員その他職員の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の一部を改正する条例案

この条例は町議会議員、教育委

▼利尻町監査委員等の報酬並びに費用弁償条例の一部を改正する条例案

この条例は監査委員の報酬を去

る一月一日から町議会議員の中から選任された監査委員は四万円に、学識経験者より選任された監査委員を六万円にそれぞれ改正したものです。

▼利尻町職員定数条例の一部を改正する条例案

この条例は町長の事務部局の職員九十四人を百一人に改めたもの

改正する条例案  
新しく次の手数料の徴収種目を加えたものです。

- (1) 陸運局の指定事務
- (2) 臨時運行許可申請手数料一件 二百円
- (3) 海運局の指定事務

- (1) 雇入契約公認手数料一件二十円
- (2) 船員手帳の交付手数料一件 百五十円
- (3) 船員手帳訂正手数料一件 二十円

### 条例案

▼利尻町医療費補助条例案  
この条例は、老人の健康の保持増進を図るため、本町に三ヶ月以上住所を有する年令七十五才以上の老人で、本町内の病院及び診療所において療養を行なった者の医療費を無料にするものです。  
対象となる療養の範囲は、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院又は診療所への収容等です。ただし、歯科の療養と入院した場合の給食費には適用されません。

個人町民税所得割の税率の軽減を図るため改正されたものです。  
▼利尻町漁業近代化促進助成条例案  
この条例は、町が漁業近代化資金助成法及び北海道漁業近代化資金利子補給規則に基づく漁業近代化資金並びに町長が特に必要と認めた資金を融資する水産業協同組合に対し、

去る三月十四日開催の定例第一回利尻町議会に次の条例案が上程され、いずれも慎重な審議の結果それぞれ原案どおり可決されました。

▼特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例案

この条例は、町長、助役、収入役の給料月額を改正したもので、町長の給料月額十三万五千元を十八万五千元に、助役の給料月額十一万円を十五万円に、収入役の給料月額九万円を十三万円にそれぞ

員会委員、消防団正副団長、地区連絡員(自治会長)等の報酬額等の一部を一月一日から改正したもので、改正内容は次のとおりです。

- 町議会議長 年額 三十万円
- 町議会副議長 年額 二十五万二千元
- 町議会議員 年額 二十一万六千元
- 教育委員会委員長 年額 六万円
- 教育委員会委員 年額 五万五千元
- 消防団長 年額 六万円
- 消防団副団長 年額 三万五千元
- 地区連絡員 年額 一万二千元

です。  
▼利尻町国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例案  
例の一部を改正する条例  
基金の額百万円を百五十万円に改めたものです。

▼利尻町国民健康保険条例の一部を改正する条例案  
この条例は被保険者が出産したときの助産費現行二千元を一万円に、被保険者が死亡したときの葬祭費現行二千元を五千元にそれぞれ引上げたものです。  
▼利尻町手数料徴収条例の一部を

種類	利子補給金		融通奨励金	
	補給率	補給期間	貸付利率	交付率
漁業近代化資金	五年	町長が承認した期間	道規則による補給後の利率から上欄の補給率を控除した利率	五年 当該融資年度
特認資金	二年	八年以上	八分以内	なし

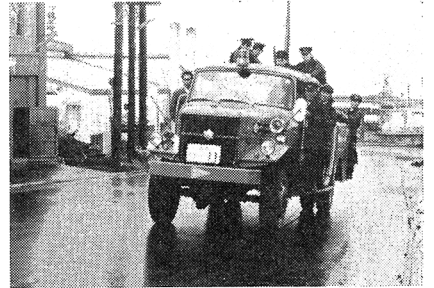
### 第四子以上出生のお子さん 知事から祝品を

近年における母子保健は、戦後著しく改善されたが、最近経済の高度発展につれて、生活水準に対する欲求が高まり、子供をできるだけ少なく産もうとする風潮や、出産時期を遅らせる傾向がみられ、過去二〇年間に子供の出生率は半減し高令出産、人工流産等が多くなり母体をそこなうとともに異常児の出生も多く見られる傾向にあります。

北海道が二世紀を迎え輝かしい発展を遂げてきたが、より一層北海道を発展させるため二世紀の担い手として期待できる、心身健全な「人づくりに」のため、母子保健の基本的な理念を理解させるとともに「健康な子供を生み育てる」ことを奨励し、道民に明るく楽しい家庭を建設させるため今般第四子以上の子が出生したとき一万円を、道が出産祝金として贈られます。

この祝金は、必要に応じ、乳児用衣類等の物品に変えてもらうこともできます。

その他くわしいことは役場国保衛生係にお問合せ下さい。



#### 「重点目標」

一、火災から生命を守る  
北海道における焼死者事故は依然として増加の傾向にあり、これら焼死者の過半数が老人、子供、病人等の身体不自由者で占められておりますので、一般家庭、共同住宅、併用住宅における火の気の点検と、特に避難態勢を絶えず確立しておいて下さい。

二、就寝前、外出時等の火の元点検の励行

火災からいのちを守ろう



火事で死ぬ人がふえています 大事の前に小さい注意を

## 春の火災予防運動月間実施

四月二十日から五月十九日まで

北海道のこれからの季節は、気象上の関係から乾燥期に入っており、年間をとおして最も火災の発生が多くなりますので、利尻町では、四月二十日から五月十九日までの一ヶ月間を、春の火災予防運動月間と定め、重点目標を樹て、この予防思想の普及徹底を推進することになりました。

春は盛漁時期に入りますし、また島仕事等も忙がしくなり、家をあける機会が多くなって小さい子供さんに眼のとどこかぬことが多いときです。家を留守にするときは火の気を完全に始末すること、またマッチなどは子供の手の届かぬところに整理し

三、次の事項を必ず守るようにして下さい。

- 1 たばこの投げ捨てと、寝たばこの防止
- 2 煙突、煙道の自主検査の徹底
- 3 防火用水、消火器等の設置
- 4 外出、特に就寝前の火の元の確認
- 5 万一の場合の早期通報の励行

### 火災発生の際の通報は

仙形 一 一九番へ電話して下さい  
仙法志

### 火災から人命と財産を守ろう

- 春は一番火災の発生しやすい時期です
- 寝る前や外出するときには火の元の点検を
- 造林地の火入れには十分注意しよう

春の全道火災予防運動 4月20日～5月19日



問 私は、大正四年三月十二日生

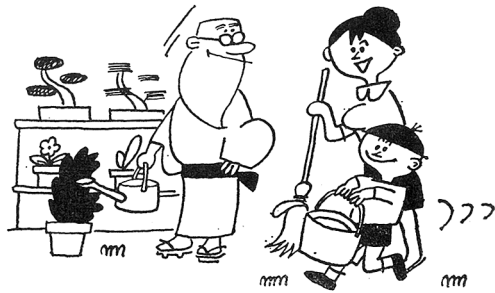
まれて五十四歳です。国民年金がはじまりました昭和三十六年四月から加入して保険料をおさめてきました。昭和三十九年四月から昭和四十一年三月まで生活が苦しく、保険料を滞納してしまいましたところ、町役場の方から、あなたは「年齢該当者」ですので保険料を滞納している年金がもらえなくなるといわれました。

説明します。

国民年金の老齢年金をうけるためには、原則として、保険料をおさめた期間と保険料の免除をうけた期間とを合算した期間二十五年以上あることが国民年金法上必要とされており、しかし、国民年金の保険料の納付がはじまったのが昭和三十六年四月からですのでその当時、すでに三十五歳をこえている人たちが六十歳になるまで保険料をおさめたり、また、保

あなたの場合、六十歳まで十四年の期間があるにもかかわらず、なぜ十年に短縮されているかといいますと、長いあいだにはどうしても保険料をおさめることができないし、また保険料の免除もうけないうまま保険料がうっかり滞納になるということもありますので、多少の余裕をもった必要年数が規定されているわけです。このように老齢年金をうけるためには年齢に応じた一定の保険料

年金は明るい老後の道しるべ



四月一日から明治四十四年四月一日までに生まれた人」は希望して国民年金の被保険者となることができ、その当時被保険者となつて保険料をおさめはじめた人たちが、昭和四十六年三月分までの保険料をおさめて、同年四月に被保険者期間がちょうど十年になり、老齢年金の受給権を取得することになるために、これらの人たちに同年五月分から支給することになる老齢年金を「十年年金」といっているわけです。

# 国民年金たより

## 「年齢該当者」とはどういう人か

### また「十年年金」とは何か

それで、昭和四十一年四月から昭和四十三年三月まで保険料を免除してもらいその後、生活も回復したので保険料をおさめております。

この「年齢該当者」とはどういう人たちでしょうか。また、最近昭和四十六年四月から「十年年金」が支給開始されるとききますが、どんな人に支給されますか。

(T町内K夫)

答 まず「年齢該当者」について

保険料の免除をうけたりしても法律上必要とされている二十五年には満たないわけです。

そこで、これらの人たちは特例措置としてこの二十五年を年齢に充て十年から二十四年まで短縮することにしてあります。たとえば、あなたの場合も昭和三十六年四月一日において四十六歳でしたので六十歳までは十四年しか保険料をおさめられないわけですから、当然にこの二十五年が十年に

短縮されております。

をおさめた期間、又は、保険料の免除をうけた期間の年数が必要なわけですが、年齢に応じた現時点以降の保険料を一月分でも滞納すると老齢年金の受給権を確保できなくなる年齢になっている人たちのいわゆる「年齢該当者」と称しています。たとえば、現時点でいいますと、昭和九年十二月生まれで満三十五歳の人は、これから保険料をおさめても六十歳になるまでちょうど二十五年しかないわけ

です。

したがって、今年度において「年齢該当者」といわれる人たちは、昭和四十五年四月一日において満三十五歳以上になる人たちが、すなわち昭和十年四月一日以前に生れた人たちですので、この人たちの中で年金権を確保できない人が一人もないようにあらゆる機会を通じて保険料納付の督促を行なっているわけです。

つぎに「十年年金」というのは、昭和四十六年度から制度においてははじめて発生する老齢年金を略称しているものです。

すなわち、国民年金の保険料の納付がはじめられた昭和三十六年四月一日において、五十歳をこえ五十五歳未満の人(明治三十九年

## □ 議会は町民の広場です □

議会は年間を通じ定例会4回、臨時会は必要の都度4~5回開かれております。議会は公開が原則ですから大いに傍聴しましょう。

# 全道一斉に「春の交通安全道民総ぐるみ運動」展開

4月6日から 4月15日まで

## 新入学(園)児童を

### 交通事故から守ろう!!

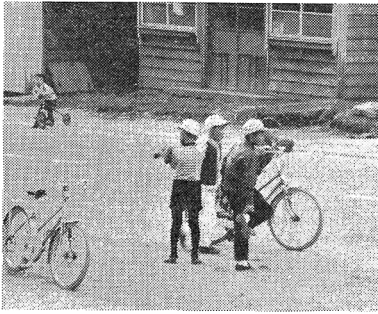
入学期を迎え喜びに胸ふくらませて新一年生や保育園児の登校が始まりましたが、子供をお持ちのご家庭では楽しみと同時に、なにかと気づかひも多いと思います。なかでも心配なのは交通事故です。

昨年四月中に道内では三百八十人もの児童、園児が自動車にはねられて死んだり、けがをしております。この中には交通のきまりを知らなかったことも原因となつていま

す。  
◇こどもといつしよに◇

まず、入学前に子供の通学路をきめておくことです。たとえ遠まわりになつても交通量の少ない道路を選び、その道の子供さんといつしよに歩き、途中で実際に注意しなければならぬことを教えます。◇

◇教えておきたい交通のきまり◇



危険! 路上での遊び

◎道路では必ず歩道を歩く  
◎歩道、車道の区別がないところでは必ず道路の右側端を歩く  
◎道路で遊ばない  
◎道路を横断するときは、左右の安全を確かめる。  
「手を上げて横断したのに事故にあった」という例が多いものです。手を上げて車が完全に止まるのを見とどけてから渡らせるように教えましょう。  
◎駐車中の車の前後から急に道路へ出ない。  
こどもの事故の多くは道路への「飛び出し」です。飛び出しについては十分注意いたしましょう。また子供の事故は、学校への行き帰りより帰ってからのほうが多いものです。  
遊びにでるときは、車に気ををつけるよう注意してやりましょう。

## ◇水産花嫁さん

### おめでとぅ◇

町では、毎年水産就業後継者対策の一環として、水産花嫁運動を行なっておりますが、昭和四十四年度(四月一日から三月三十一日まで)中において、道知事と町長

昭和四十四年度(自44.4.1 至45.3.31) 水産花嫁さん

水産後継者	水産花嫁さん(旧姓)	結婚後の住所	結婚年月日
田村 等	柿崎 時子	杵形字種富町	S 44.6.5
高橋 貢	林 優子	仙法志字御崎	S 44.6.15
沢田 治	滝沢 京子	仙法志字本町	S 44.6.27
五老 昌美	福島 文江	仙法志字御崎	S 44.6.29
門田 俊一	佐藤 幸子	仙法志字久連	S 44.8.20

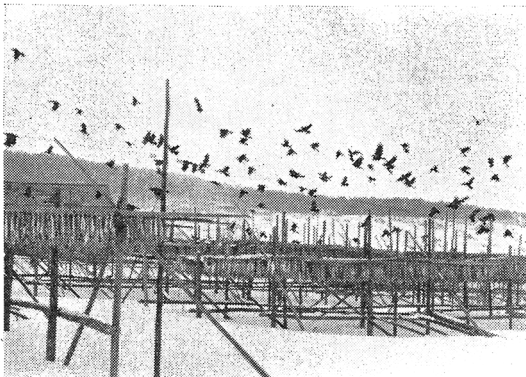
から水産花嫁さんとして祝福され記念品を贈られた方々は、次のとおりであります。尚この運動は続けて行なっておりますのでそれぞれの漁業協同組合又は役場水産係へ御連絡下さい。

## ◇カラス退治のよい方法を 知っている方はありませんか!!

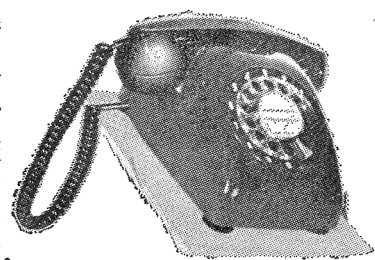
融雪とともに草木の芽がふき出る季節となり、畑仕事の時期が近づいて来ました。町では、水産物と畑物を荒すカラスの被害対策に頭を痛めています。

現在、鉄砲の駆除とタマゴの買上げ(一個一〇〇)をしていますがカラスを退治するもっとよい方法をご存じの方がいらっしゃいましたらおしえて下さい。

いままでいろいろなことをやってみましたが我々の頭よりカラスの方が利口なようです。ハガキ又は電話でも結構ですので農林商工係へお願い致します。



はいモシモシこちら  
パキユームカーです



新しく、入車しましたし尿処理車は近く運転開始いたします。  
申込希望の方は T 268 衛生係へ、し尿処理券は衛生組合長宅にありますのでお買求め下さい。

## 石粉を安く売ります

町砕石事業所で町民に限り(営業のぞく)次の価格で石粉を販売しますので、家の周囲の清掃、水産干場の地ならし等に使ってください。

二立方米(三・五t)ダンブ一台 庭先渡価格  
事業所から八kmまで

一、〇〇〇円  
八km以上

一、一〇〇円  
希望の方は三〇〇番に電話してください。



# 漁業近代化資金融資制度のあらまし



漁業近代化資金助成法の制定に伴ない、北海道漁業近代化資金利子補給規則が公布され、昭和四十四年十月一日から施行することになりました。

この制度の目的は、漁業者のみならず近代化を図るために必要な資金に対し、長期かつ低利に、しかも円滑に融資をうけられるよう利子補給を行ない、みなさんの資本整備の高度化と経営近代化を促進し、もって漁業経済の安定を図ろうとすることにあります。このたびは利尻町漁業近代化促進助成条例が公布することになったのでみなさんが利用しようとする資金の利子は更に安くなりました。

(一) 末端金利は年五分五厘と六分五厘

国の法律と道の規則による利子補給に、加えて町でも上積補給することになりましたので、みなさんが払う借入利子は、資金の使い途によって年五分五厘又は六分五厘の低利となります。

(二) 融資の窓口は漁協信用部

貸出しする金融機関は、農林中央金庫、信漁連及び漁業協同組合又は水産加工業協同組合であります。農中や信漁連からの直貸しをうける個人は特別であり、町内には水産加工業協同組合がないので、現在のところ本町では、漁協信用部のみであります。

(三) 資金用途の対象は多種

利子補給の対象となる資金の種類は、一号から六号まで区分され、別表(資金の種類欄参照)の如く今までの、この種に係る制度には、例のない大巾なものであります。特に異なる点は、漁船の取得資金については、七〇屯まで対象

となっており、

四 資金限度額も大巾引上げ

資金融資の最高限度額は、別表(貸付限度額欄参照)のとおり個人の場合、漁船取得資金二〇屯以上は、四千万円、二〇屯未満及び漁

漁業近代化資金一覽表

借 受 資 格 者		貸 付 限 度 額		
(1) 漁業を営む個人	(5) 水産加工業を営む法人(常用従業員40人以下)	・20トン以上の漁船漁業者で、20トン以上の漁船資金を借り受ける者。 4,000万円	水産加工業を営む法人、 1,000万円	
(2) 漁業生産組合	(6) 漁業協同組合	・漁船漁業者で20トン未満の漁船資金を借り受ける個人、漁船漁業者で漁船以外の資金を借り受ける個人、漁業を営む個人、水産加工業を営む個人、	・養殖業を営む個人で養殖資金を借り受ける者。 500万円	
(3) 漁業を営む法人(常用従業員300人以下、使用漁船の合計1,000トン)(業種別漁協の組合員2,000トン以下)	(7) 漁業協同組合連合会		・その他漁業を営む個人。 200万円	
(4) 水産加工業を営む個人	(8) 水産加工業協同組合		・水産業協同組合(生産組合を除く) 10,000万円	
	(9) 水産加工業協同組合連合会			
資 金 の 種 類		貸付利率	償還期限	据置期間
1号資金	総トン数20トン未満の漁船の改造、建造又は取得に要する資金	年5分5厘	1 2 年	2 年
	総トン数20トン以上70トン未満の漁船の改造、建造又は取得に要する資金(農林大臣が漁業種類を指定して70トンを超えるトン数を定めたときは、そのトン数未満のもの)	年6分5厘	(木船6年 機器単独取得5年)	
2号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に要する資金(1号、3号、4号資金を除く。)	個人施設 年5分5厘	1 2 年	3 年
		共同施設 年6分5厘	1 5 年	
3号資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用餌料調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収獲用機具又は水産物等運搬用機具の取得に要する資金	個人施設 年5分5厘	7 年	2 年
		共同施設 年6分5厘	1 0 年	
4号資金	漁具、又は養殖いかだその他養殖施設(はえなわ式、仕切網、ひび建、浮流式のり及び小割式の養殖施設)の取得に要する資金	年5分5厘	5 年	2 年
5号資金	有線放送施設、有線放送電話施設、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設又は水道施設の改良、造成又は取得に要する資金(共同利用施設に限る)	年6分5厘	診療施設 2 0 年	3 年
			その他 5 年	
6号資金	漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に要する資金 共同利用に供する船舶の改造、建造又は取得に要する資金	個人施設 年5分5厘	1 2 年	2 年
		共同施設 年6分5厘	1 5 年	

船取得以外の資金、水産加工施設資金等は、一千万円、養殖施設資金五百万円その他二百万円等であり、ます。

(四) 償還期限は鋼船十二年

償還期限は別表(償還期限欄参照)

照)のとおり個人の場合一号資金十二年。(但し木船は六年)二号資金十二年。三号資金七年。四号資金五年。六号資金十二年(いづれも据置期間含む)で長期であります。

連載 ◀ 保健婦メモ シリーズ 10

虫歯は冬ふえる

虫歯は夏より冬に急激にふえるといわれます。その原因はまず食べもので虫歯といえは砂糖ですが、暑いときは砂糖もジュースのような溶液でとることが多いし水気が多くとるので歯に砂糖がく割合が少ないのです。ところが冬は水分はあまりとらないのに砂糖はチョコレート、おしるこ、和菓子といった粘っこいものである。歯につきやすいためつい歯みがきが怠りがちになります。虫歯は自然になおることはありませんから早めに治療を受ける事がいばばんです。そうすれば痛くもなくお金も時間も少なくてすみます。虫歯にかからないためには砂糖は固形物でなくコーヒ、紅茶のような溶液の形にするのがよく、食べたあとはできるだけ歯をみがくこと。せめてうがいくらいは励行したいものです。

編集

利尻町役場 総務課企画

印刷 利札資材株式会社

▼ 役場人事 ▲

職員の人事異動発令

町では四月一日付で、職員の人事異動を行いました。なれるまでの間ご不便をかけることがあるかも知れませんが、町民皆様のご協力を願います。なお異動になった職員及び新規採用職員は、次のとおりです。

- ▼教育委員会次長 柿元秀夫(教育委員会係長) ▼産業課長 小坂俊市(総務課総務係長) ▼総務課総務係長 米本末松(総務課企画係長) ▼総務課企画係長 柴田喜義(税務課賦課係長) ▼税務課賦課係長 白幡忠雄(総務課財政係) ▼産業課水産係長 佐々木捷昭(砕石事業所勤務) ▼仙法志支所次長 安田太郎(産業課水産係長) ▼総務課総務係 鎌田喜男(新採用) ▼総務課財政係 前川修士(支所社会係) ▼税務課徴収係 宮

- 森英明(支所産業土木係) ▼民生課社会係 前川栄子(新採用) ▼産業課水産係 中村謙造(建設課建築係) ▼建設課建築係 北島利行(新採用) ▼議会事務局勤務 鎌田司(総務課総務係) ▼砕石事業所勤務 沢谷勉(税務課徴収係) (仙法志支所産業土木係 下家邦彦(産業課水産係) ▼教育委員会事務局勤務 大腰敏(新採用) ▼病院総務係長 佐藤元紹(病院勤務) ▼病院会計係長 松田実(病院勤務) ▼杏形保育所保育士(新採用) ▼杏形保育所保育士 富田素美江(新採用) ▼杏形保育所保育士 斉藤俊子(新採用) ▼杏形保育所保育所保育士 常盤井幸代(新採用) ▼仙法志保育所保育士 梅田博恵(新採用) ▼砕石事業所勤務 工藤 藤均(新採用) ▼同 佐藤寿司(新採用) ▼同 飯尾春美(新採用)

- ▼同 北村正人(新採用) ▼同 関恩(新採用) ▼役場執務時間変わる ▲ 四月一日から役場の執務時間が次のとおりかわりました。平日は午前八時三十分から午後五時まで。土曜日は十二時まで

方籍の窓

- ◎出生届 自二月 十一日 至三月三十一日 ◎死亡届 は十四日以内 は七日以内 ◎出産おめでとう

- 出生者氏名 父 続柄 住所 白幡 美鈴 研一 三女 本町 田中ゆり絵 豊三 長女 泉町 柳谷 伸宏 忠男 二男 緑町 星田 瑞美 健三 二女 日出町 梅岡 晴美 力太郎長男 種富町 斉藤加津美 孝之 長女 緑町 西村 泉 徹 長女 泉町

道楽一家 工藤恒美



お詫び 広報利尻三月号の人口と世帯数欄に一部間違いがありましたのでこの紙面をかりて深くお詫び申し上げます。尚、正しい数字は次のとおりです。人口七千九百四十九人で昭和四十五年二月二十八日現在が正しい数字でした。

- ▼公営住宅入居希望者 募集 町では本年度新しく種富町に出来あがる公営住宅の入居希望者を募集しております。くわしくは建設課(丁二六九)にご連絡下さい。 葛森 純子 勝 二女 仙法志 峨家 直樹 勇 長男 元村 畑宮 清志 公 二男 長浜 ◇結婚おめでとう 難波(勝) 富士見町 今野テル子 濱本 正子 政 泊 藤井(伸幸) 神 磯 沢田トミ子 志摩 菊市 泉町 今堀きくよ 富士見町 古川 スエ 日出町 藤田 シワ 仙法志 正座 正吉 久連